

滋賀県立玉川高等学校同窓会会則

(名 称)

第1条 本会は滋賀県立玉川高等学校同窓会と称し、事務局を滋賀県立玉川高等学校内に置く。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と本会の振興をはかり、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会員相互の連絡および親睦
2. 会誌等の発行
3. 母校発展のための援助
4. その他必要な事業

(会 員)

第4条 本会の会員は次の通りとする。

1. 正 会 員 滋賀県立玉川高等学校の卒業生および常任委員会で承認された者。
2. 特別会員 滋賀県立玉川高等学校の現教職員。
3. 客 員 滋賀県立玉川高等学校の旧教職員。

(支 部)

第5条 本会は、地域別または職域別に支部を設けることができる。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長 1 名
2. 副会長 2 名
3. 委 員 若干名
4. 常任委員 若干名
5. 会 計 2 名
6. 監査委員 若干名
7. 理 事 若干名
8. 幹 事 若干名

第7条 本会に顧問を置く。滋賀県立玉川高等学校長を顧問とする。

第8条 本会に名誉会長を置くことができる。

第9条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその仕事を代行する。
3. 委員および常任委員は、会務を評議し、企画運営にあたる。
4. 会計は会計事務を処理する。
5. 監査委員は本会の経理を監査する。
6. 理事は、支部を代表し、会長の委嘱を受けて本会の運営に協力する。
7. 幹事は、会務を処理する。

第10条 役員は次の方法によって選出する。

1. 会長、副会長、監査委員と会計のうち1名は、委員会において正会員の中から選出する。
2. 委員は、所属学年度の正会員から2名を選出する。
3. 常任委員は、委員会の承認を経て会長が委嘱する。
4. 会計1名と幹事は、特別会員から会長が委嘱する。
5. 役員に欠員が生じたときは補選、または会長が委嘱しておぎなう。

第 11 条 役員任期は 3 年とする。ただし再任を妨げない。

(機 関)

第 12 条 本会に次の機関を設ける。

1. 総 会 毎年 1 回開催する。役員承認の他、本会の事業等を審議する。また、必要に応じて会長が召集できる。
2. 委員会・常任委員会 総会の開催前、または会長の要請に応じて開き、会務を協議する。
3. 役員会 会長、副会長、会計、幹事で構成し、会長の要請により、随時本会の運営について必要な事項を審議する。

(会 計)

第 13 条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

第 14 条 正会員は入会と同時に入会金および会費計 3,000 円を納入する。

第 15 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(その他)

第 16 条 正会員は、現住所、進路先(勤務先)、氏名、その他身上の変更を生じた時は、その都度すみやかに事務局に報告する。

第 17 条 本会の会則は、総会において出席者の過半数の同意があれば、改正することができる。

ただし、第 14 条・入会金、会費の改正は役員会において、出席者の過半数の同意を得て改正することができる。

付 則

昭和 61 年 3 月 1 日制定

平成 4 年 6 月 6 日改正

平成 23 年 8 月 28 日改正

平成 26 年 5 月 17 日改正